

議事日程（第3号）

平成22年6月10日（水）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 高橋道弘君	2 番 高橋真一郎君	3 番 嶋原利光君
4 番 高橋道也君	5 番 菅野清一君	6 番 齋藤博美君
7 番 昆久美子君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 三浦浩一君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 高野善兵衛君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	高橋孝君
総務課長	仲江泰宏君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	佐藤光正君
生涯学習課長	佐藤勝雄君	総務課長補佐	大内彰君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	高橋清美	書記	橋本文雄
--------	------	----	------

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 会議を進める前に申し上げます。

大変気温が上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において3番議員 鳴原利光君、4番議員 高橋道也君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2、これより9日に引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。9番議員 新関善三君の登壇を求めます。新関善三君。

○9番（新関善三君） おはようございます。9番 新関善三です。私は、先に通告してあります川俣町の第5次川俣町振興計画樹立に伴う行政区長、自治会の役割等について質問をいたします。

平成22年度の事業推移も近年にない大型予算、実に71億5,000万円という膨大な金額を執行されている中で、第5次川俣町振興計画の素案が4月に提示されました。現在の第4次の振興計画は、「ゆう・ゆうライフ川俣町を基本理念に、暮らしやすい川俣町にする、活気あふれる町にする、みんなが誇りに思える川俣町にする」と基本目標に定め、今日まで総合的にまちづくりを推進されていますが、この間に政治、経済、社会、経済環境が大きく変化し、人口減や少子高齢化の進行、地方分権改革の伸展、国、地方の財政の悪化、経済の低迷等により大きく変化をしております。こうした状況の中で、これからのまちづくりは、住民と行政との協働がますます重要になっています。そのために、基本計画では住民と行政とがそれぞれの責任と役割を分担し、協働しながら効果的にまちづくりを推進していけるように、これまでのまちづくりの成果を生かしながら、課題の改善、解決を図るとともに、新たな目標とその実現に向けた方策を明確化し、計画的かつ持続的なまちづくり推進するための長期的な指針を示すものとして、第5次川俣町振興計画を策定すると明記されておりますが、本来、人間は1人の独立した人格を有しながら、同時に社会的には相互扶助、共同の生活を送り、一人では生きていくことはできません。したがって、個人が豊かな生活を希望すればするほど、地方団体、地域に在る民間企業団体等の活動が共同生活を提供する場として、豊かで活気あるものでなければなりません。この個人と共同社会の関係は、これまで当たり前のこととして案外無関心のまま放任され、個人は社会のために何をすべきか、その相関関係がはっきり育っていないために、一般的に住民自治意識が低いと言われておりますが、今後の住民自治の原点に立って、地域に住む人々の豊かさ、社会共同生活の豊かさを

スローガンに進めることが重要な課題で、いわば新しい地域史に住民一人ひとりが地域と自分はどんな関係にあるのか、明確にすることから始めなければなりません。個人の豊かさ、幸福は、これを構成する地域の共同体が、その機能を発揮してはじめて実現できるものと認識をし、意識し、自発的に参加し、実践する体制が必要です。言い換えると、住民一人ひとりが地域社会は自分にとってどんな意義を持っているのか、この地域社会に住むことにどんな責任があるのか、これらがはっきりする地域図を模索しなければならないわけで、経済成長とともに就業構造に地滑り的な変化が起き、特に第一産業人口は急速に減少し、また、道路交通事情が良くなって、生活圏の広域化に伴う生活基盤が定住県を超えて他の経済基盤のある地域に移り、町、村を捨て去る方々が多くなって、一般的に定住意識、郷土愛が失せかけていると言われております。いわゆる人間は、所得の低い地域から高い地域に移動して、自己の満足感、安定感を得ようとするから、昼は周辺都市に勤務する通勤型が多くなり、このことが郷土愛を失わせ、また、反対に新住民と言われて、定住民との融和に欠け、一種の疎外感を持っている人々が少なくありません。更に過疎化が進行し、この地域は魅力がない、あるいは百姓も自分一人で終わりだと住民意識が停滞し、個性化して相互の共通意識が薄れかけ、これからの地域づくりにつきましても、極めて難しい時代と言わざるを得ません。これまでの物質要求第一主義の社会から精神安定志向社会へと移り変わり、ここに地方の見直し、過疎地域の再検討、自立のための地域主義の再検討、重要性が十分反映されるよう、第5次川俣町振興計画の樹立に向け、次の点を質します。

1点目、地域づくりに必要な情報の収集、提供をどう図るのか。特に若手後継者の研修制度導入等の計画はあるのかなのか。

2点目、中心課題のプログラム作成等、事業計画のための組織づくり結成はどうか。

3点目、行政区長、行政連絡員の枠組みをどう位置づけて、振興計画に当たるのか。

あるいは4点目は、関連しますけども、自治会の役割と実態をどう把握をされておるのか。あるいは活動はますます期待されると明記されておりますが、その後の動向等についてどう判断されているのか、これらに伴います自治会担当職員制度を活動内容をどう把握されて今日になっているのか。

5点目は、計画の最大の基本的課題は、人口推移に対する方策と就業場所の確保が前提となると言います。この課題への取り組みについて、どう図るか等につきまして、以上質問といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） おはようございます。今日もまた一般質問、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、9番 新関善三議員のご質問に答弁をいたします。

最初に、第5次川俣町振興計画についての(1)、地域づくりに必要な情報収集、

提供をどう図るか。また、特に若手後継者の研修制度の導入等の計画はあるのかについての質問でございますが、第5次川俣町振興計画の策定に伴う地域づくりに必要な情報収集につきましては、住民との協働によるまちづくりの実現を目指し、住民の皆様のご意見やご要望を把握し、本振興計画の策定のための基礎資料とするため、平成21年8月にまちづくりアンケートを実施いたしました。また、平成21年9月から10月にかけては、14自治会におきまして振興計画策定まちづくり座談会を各2回～3回開催をし、自治会担当職員制度により配置されました町職員も加わり、地域の抱える課題、それを解決する方策、地域の将来像をともに考えてまいりました。更には商工会青年部、マテリアル交流会、新ふくしま農業協同組合や老人クラブ連合会、そして、女性団体連絡協議会等のまちづくり各種団体から、それぞれの活動から考えられる課題、今後の展望や期待等について情報を収集し、現在、それらの意見をもとに本振興計画を策定しているところでございます。若手後継者の研修制度の導入等につきましては、人口減少、高齢化等が進展しており、各種産業を担っている方々の取り組みを受け継ぎ、継続的に安定した経営を展開できる後継者を確保することが重要となっております。そのため、本振興計画におきましては、若手後継者の育成に向けた研修会を開催し、後継者の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の中心課題のプログラム作成と事業計画のための組織づくり、結成はどうかについてのご質問でございますが、若手後継者の研修制度につきましては、各種関係団体と連携し、農林業や商業など、後継者の不足する産業において、生産性や品質の向上などにより、収益性の高い地域農業の確立や商品開発を目指して、研修会などを開催したいと考えております。また、組織づくりの結成につきましては、今後、必要に応じ、検討してまいる考えであります。

次に、(3)の行政区長、行政連絡員の役割をどう位置づけるかについてのご質問でございますが、行政区長及び連絡員は、川俣町行政区長、行政連絡員規則に基づき、本年4月1日現在、行政区長が108名、行政連絡員が411名、合わせて519名の皆様へ、任期を2年として町長が委嘱をしております。行政区長は、まとまりのある集落の単位を行政区として、行政区内における連絡調整役の代表者として、また、行政連絡員は、行政区を更に行政班に区切りし、その地域、集落内での連絡調整役として、それぞれの業務にご協力をいただいております。主な業務につきましては、広報紙を始めとする町からのお知らせや町民への連絡物などの配布、伝達、更にはアンケートや調査物、募金等多岐にわたる業務を担っていただいております。このように行政区長及び連絡員の皆様は、町行政と町民皆様との間の連絡調整役として、また、行政区に関する連絡や相談などにもご協力をいただいております。また、昭和58年4月に川俣町行政区長協議会を設立し、行政の視察研修や会員相互の親睦などを通じて、町行政と行政区長、連絡員の連絡強化に当たっていただき、行政運営における広報、広聴活動の一端を担っていただくなど、町民との協働によるまちづくりへご尽力いただいております。

次に、(4)の自治会の役割と実態をどう把握されているのか。活動がますます期待されると明記されているが、自治会担当職員制度の活動内容をどう把握されているのかについてのご質問でございますが、自治会の役割と自治会担当職員制度の活動内容等につきましては、昨日、7番 昆久美子議員に答弁申し上げましたように、町内の各自治会は地域コミュニティ活動の基礎的な組織として、第4次川俣町振興計画第2章、活気あふれる川俣町にするの中で、主要施策の一つとして、自治会組織の全町的確立を図るとして、平成元年から平成13年にかけて全町的に組織化されてまいりました。現在、策定しております第5次川俣町振興計画におきましても、地域コミュニティ活動の主体となる自治会活動等を通した住民の主体的なまちづくりへの参画促進について、自治会担当職員制度等を活用し、協働のまちづくりを進めてまいる考えでございます。

次に、(5)の計画の最大の基本と課題は、人口推移に対する対策と就業場所の確保が前提となる。この課題の取り組みをどう図るのかについてのご質問でございますが、昨日、1番 高橋道弘議員に答弁申し上げたとおりでございますので、ご理解を賜り、以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） これらの振興計画の内容等につきましては、前段での質問事項にもあり、それぞれ回答をいただいております。ダブっている点等につきましては、できる限り省略をしながら質問をさせていただきたいと思いますが、1点目に回答いただきました地域づくりに必要な情報等の収集等につきましても、各分野、あるいは各機関それぞれいただいているというようなことでして、是非そういったこと等についての今後のそういった方々が地場産業として残り、あるいは地場産業として残っていくためには、提言されておる内容等につきましては、こういった振興計画のどの部分でどのように表現されているのか等について、まず、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

いろんな各種団体との意見を把握ということでありますと、例えば女性団体連絡協議会とか、商工会の青年部とか、そのほかNPOの茶畑ですか、茶畑という団体とか、また老人クラブ連合会、そういった団体の方からもご意見を賜っておりますけれども、また、アンケートでもいろいろ出てましたが、就労の場とか、ただいまもご指摘がございましたが、人口の対策とかということでは話がありましたけれども、例えばそういったことに対しましては、これは素案の段階で地区の懇談会の方でもご説明を申し上げましたが、例えば重点施策の中で、一つは、協働と地域間交流による活力あるまちづくりというのがございますが、これの中では、例えば二地域居住の体験施設の整備に伴う、そういった事業、それから交流事業の推進、あとまた現在も続けておりますけれども、定住化促進総合対策事業による定住の促進とかという形で町外の住民の方との交流の機会の拡充を図るとかという形がまず、素案の

段階での一つであります。

また、二つ目には、産雇用の促進ということでもうたっておりますけれども、これも産業の活性化を通じながら人口の増に向けた対策を取るというふうな考えでございます。

また、もう一つは、積極的な子育ての支援ということでもうたっておりますけれども、昨日もお話ございましたが、やはり就労形態も大変多様化しておりますして、やっぱり子どもを預ける場所というのがきちんと確保されないと、なかなか就労もできないということもありましたので、そういったことも含めて人口対策なり雇用対策と結びつくものではないかということで判断をしておりますして、現在、素案の段階で素案をまとめながら、更に基本計画の中では、具体的にじゃどういふふうなことをやるんだということでもうたえるような考えでありますけれども、現在の素案の段階では、そういった重点施策の中でも１、２、３とただいま申し上げました三つの点につきましては、それぞれの各団体からも出された要望等については、特に反映をしているところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○９番（新関善三君） 今は素案の段階なので、各種団体、あるいは各組織からそれぞれの意見、要望を承って、それを参酌しながら実質的な振興計画に持っていくというような考えを述べられておるわけでございますけれども、先ほど町長の答弁の中には、必要に応じてそれらの組織を図っていくんだというように明言されておるわけでございますけれども、しからば必要な組織をどんな組織でもっていき、どこに焦点を合わせて組織化するのか等について、再度質問をいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

まずは、昨日も申し上げましたが、マテリアル交流会というので、大変これ活発に組織をしておりますので、そういった組織とか、あと織物に関しましては、織物構造改善組合の中で販路拡大やら商品開発などを東京の方で開催して、また、それを川俣の織物展示館でも展示しながらＰＲに努めるというふうなやり方でやっておりますけれども、農業関係でいきますと農業の団体とかの中で担い手育成も含めた研修会の開催とか、あと達南生活の研究会というのがございまして、これは飯野町と一緒に研究会でございますけれども、福島と合併した現在でも、やはり一緒の地域でやりたいというような形で、現在、継続をしておりますして、その中では食育やら伝承料理というんですか、それまでの料理そのものを今後にも伝えていきたいという形ですか、そういった伝承料理の研究などもしているということでございます。また、農産物の加工販売とかという形で山木屋、小島にもそういったグループがございまして、また、商工会の中では商業部会とか工業部会、また家電の部会とか、ただいまのマテリアル交流会ですか、あと通常飲食店とか理・美容関係のサービスの部会とか、あと女性部、また青年部、あと異業種交流会といえますか、２０名以上の企業の雇用している事業の方の交流会とか、そういったのがございますけれど

も、また、あとＪＡ関係のいろんな団体等もございます。あとそういったまず、既存の団体をどういうふうに育成していくかというのが重要な課題だと思いますし、また、そういったものを通じて、今後じゃ、どういう新しい組織が必要だということは、そういった既存の団体の育成を踏まえて、いろんな問題点が出た段階で整理をしながら進めていくべきだと考えておりますので、そんなことで現在のところは考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○９番（新関善三君） あくまでも字句の表現だけを列記されておるわけでございますけれども、やはり中心課題になる核となるものをやっぱりもっと持って、この分野についてはここがこうだと、あるいは当初で質問してありますように、やはり若手の後継者が今後の川俣町を担っていくというふうな自負に燃えていただかなければならないわけでございまして、それらの組織形態にもっと力を注ぐべきではないか。あるいは、そういった組織を早急に立ち上げ、あるいはそれらの意見・具申というものを反映できるような振興計画にしていだきたいというふうに考えておりますが、こういった考え方等について、当局はどのようにお考えであるか、まずは質問をいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） ９番 新関善三議員の質問に答弁いたします。

後継者、若手の育成ということの質問でありますけれども、それらを計画の中のどのように位置づけしてどのようにしていくのかというような質問だと思っておりますが、施策のまちづくりの目標であります５番目の活気ある産業を育てる町、その中で農業、工業、商業、観光業の各分野ということで記載をし、その中には農林業の振興、工業、商業、観光、雇用と五つに分かれての基本施策を出すということなんであります。その中の農林業の振興の中で、今、どういうふうなところにするんだという考え方としては、今の若手の中で動いておられるのは、農業後継者会というのがありましたけれども、担い手の農家の方が登録されております。ただ、そういった方々の先だっても集まりを持ったんでありますけれども、総会やりましたが、５０歳、６０歳の方が主なんです。私は、やっぱりその下の段階の２０代の人たちを何とかしていかないと、将来につながる農業はやれるんですけども、やっぱり夢と希望の持てる若い皆さん方が具体的に活動していく場に参加するようにしていくことが大事だと思っております。議員が質していることは、そういうことだと思います。実は一昨日、ふるさと大使をやられている東京のフランス料理の田代さんがお見えになったので、山木屋の農家の方を案内しました。その中で話をする中で、今、ニンニクに取り組んだんでありますけれども、ニンニクは青森の一番高いニンニクを使っているそうであります。他よりも高いニンニクなんです、良いものを、自然のものはみんな使うんだということなんです。それに負けないものを作るということで去年から動いているんであります、その中で実際に現場、畑を

見てもらいました、作物も。農家の方とも話したんでありますが、その中で出されたのは、ニンニクの球だけでなく、葉っぱ、茎あるんですね。そういったことも商品化できるんじゃないか。昨日も質問ありましたけれども、いわゆる第6次産業といいますか、農商工連携の中でもそれはできるんじゃないか。もうそういう食というものはいろんなところで幅広くできるので、そういった考えられますねと言われました。しかし、そういったことについて、やっぱりいろいろ議論しながら進めていくには、やっぱり若手の経営者の皆さん方が入っていないと、やっぱり先については進まないだろうという提案もありまして、我々もそういったことは大変大事なことだと改めて思いまして、今回の計画の中にも、既存の組織はありますが、更にまたその組織の中の見直しを図りながら、もっと若手が入れるようなことを今回の計画の中には、やっぱり何とか位置づけることをやっぱり考えていく必要があると同じような思いでおります。これは農業に限らず、今、課長からありましたけれども、商工会の青年部なり、あるいはまたマテリアル交流会も動いておりますけれども、その社長さんとか専務さんとはお会いしておりますけれども、そこを担っている息子さんなり、そういう人たちをもっともっと出てくることによって、このもっともっと自分の仕事を通してことを含めて交流の場も広がり、また、方針については夜を徹して議論するような場もできてくるんじゃないかなという話もいただきましたので、この計画の中には、そういう若手のことについてもやっぱりもっと注意を払って対策の中で位置づけをすべきじゃないかなと思っておりますので、これからの方針の中では、そのことも含めて計画づくりの中に生かしていきたいと、そのように考えているところであります。本当のちょっとした話でございますけれども、そういったことを伸ばしていきたい、そんなふうに考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） いろいろと組織形態なり、今後の若い後継者の育成強化等々についての基本的な考えをお聞かせいただいたわけですが、それには聞くだけでは事は進まないわけございまして、特に農業分野だ、あるいは商業分野だ、工業分野だ、それぞれに行政に求められておりますのは、やはりプロの指導的立場にある。そういった専門的な職員の養成ということも当然同居して、並行して進めなければならないわけございしますので、そういった今度は行政側に立って、行政側はこれらを推進する中で、やはりプロ集団、プロ意識を持った職員研修制度なり、職員の育成、あるいは農業分野ならすべてにおいて技術も含めてやはり担当職員制度を確立する。あるいは商業なら商業、あるいは工業なら工業をもう少し3年来ると異動だから、次は何仕事だというふうなとらえ方ではなくして、やはりプロに徹することも必要かと思うんですが、そういった考えは、今後、導入して、それらに踏襲することができるのかどうか伺いたい。でないと、通り一遍に振興計画はできたわ、あるいは発表したわ、あるいはそれを配付したわで終わっていたのでは、何の意味もないわけございしますので、もっと掘り下げた行政側の対応についての確たるところをひとつお聞かせをいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 9番 新関善三議員の質問に答弁いたします。

昨日も1番 高橋道弘議員の質問にも答弁いたしましたが、まず、事務事業の見直しを図って、これが公務でやるものなのか、あるいはまた民間の方でやった方がサービス向上もし、内容も充実していくんじゃないかと、そういったことをやっぱりしっかりと見直したうえで、今、ご質問にあります職員についてのある面では専門性、職員の配置なり、また、民間の方の業務方についてご協力をいただくなりですね、そういったことを考えていく必要があるかと思っております。職員はプロであります、ゼネラリストすべて分からなくちゃならないという面もあります。そういった面では、職員の研修はこれは欠くことのできないものでありますから、それぞれの階層、業務によって、仕事の内容によって研修はやっているんでありますけれども、質問にありましたようなことも当然これは出てくるわけでありまして、これからもそういったことには意を払いながら、職員研修には取り組んでいきたいと思っております。また、前に民間の具体的には農業でありましたけれども、プロの方をお手伝いいただくかというようなことで検討したことがあったんでありますが、よその町村の例などでもありましたので、伺ってやったんですけれども、やっぱり定着しなかったということがございました。それで、その辺はなかなかプロと言っても、じゃ米なのか養蚕なのか、たばこなのか、花なのか、畜産なのか、いろんな業務があるわけですね。そうすると、町が何を求めるのかということを明確にしていかなきゃなりませんし、来る方もそういったことに対応することやっばいできないと、期待感とあれがかけ離れてしまって結局だめだというようなことが起こるということがありまして、実際そういうことがありまして、やめたといいますか、具体化しないままに終わった件もございますが、これからの中ではいろいろ農業もだんだんだんだんそれぞれ専門家されてきておりますので、そういった面では常にそういったことを考えながら、前を向いた中での産業振興に取り組んでいく必要があるだろうというふうな認識に立っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） それでは、そういった事務事業の見直しを根本的に図りながら、財政の許す限り、あるいは歳出の許す限り、そういった一つの計画も今後導入をいただきたいというふうにお願いする次第です。

次に、振興計画の基本構想を見てみますと、川俣町の課題、第1点目には、更なる協働の推進、あるいはまちづくりの方向性につきましては、まちづくりへの住民参画の拡大というふうに、なお、これらを今度基本施策の方に求めますと、住民との協働というようなことで、協働、協働、住民との協働というふうなことを非常に明確にうたっているわけございまして、このために今後、地域主義といいますか、自立の町をいかに伸張させるのは、やはり新たな地域主義が求められておると思うんですが、これらの考え等について、しからばこの協働というふうな、この協働をどういうふうに提唱しながら、その役割を担うのは、やはりただアンケートを

収集した、あるいはその分析結果によってデータの判断からこうしなければならない、ああしなければならないというふうな一つのあれを醸し出しているわけですが、やはり集めた情報を徹底的に住民の方にも提供をしていかなければならないわけですし、今までこれら振興計画に載ったアンケート結果等につきましては、住民の方に徹底して知らせてあるとか、あるいは担当職員等を通じながら、折あるごとに自治会の連絡協調を図りながら、それらを下ろしてあるのかどうかについて、まずは伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、先ほども申しあげましたように、基本構想をとりまとめながら、更に今後の6年間に向けた基本計画の策定について事務を進めているところでございますけれども、7月中ぐらいでありますけれども、その基本計画の考え方をまとめた段階で、各自治会等に担当職員も振興計画の方の担当という形で一緒に参加をさせていただきまして、その中で昨年の3回地区での懇談会を開催していろんなご意見を賜りながら、それをある程度例えば整理したんですね。具体的な取り組みの中身として、じゃこういうものは行政がやるべきではないかとか、あとこういうものは住民の方がやるべきではないのか。あとこういうものについては、住民と行政の方の協働でやるべきでないかというような形でのある程度のとりまとめをしたものをご確認していただいて現在おるところでございますけれども、それに基づいて基本計画を策定をした段階で、また、地区の方に一緒に町の担当職員といいますか、振興計画の担当職員の部会の担当の方と一緒に入って懇談をしまして、その中でまたご確認をいただいて、そういったのを持ち寄って、また、町の本会議の中でもみながら、基本計画の中にきちんといろんな意見も含めて反映できるような形で今後の中で考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） そうなりますと、ますます本当に各地区の自治会の役割は大きな課題と大きな任務が生じているわけですし、これら生活を地域に求めている方々の地域の意義、あるいは住むことの意義に対して、行政はただ収集する、あるいはそれを今度は情報で提供するだけの問題では、まだ前に進まないわけですし、地域の方々はそこに住んでいて、あるいは何をみんなで支え合って生きるためには何をしなきゃならないのか、そういった意識高揚のための具体策、具体案は、行政では持っているのかどうか。もし、ないとすれば何が欠陥でないのか、そういったこと等についても、的確にやはり啓蒙していかなきゃならないと思うわけですし、それらの啓蒙なくしては、やはり自治会の役割だ、自治会の役割というのは自分らの組織、自治組織でございますけれども、各あらゆる分野のあらゆる仕事をこなさなきゃならないというふうな任務に現在、到達しているわけですので、それらの判断の参酌を行政ではどのように理解してるのか、まず、伺っ

ておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 9 番 新関善三議員の質問に答弁いたします。

協働のまちづくりの中での自治会の関係であります。昨日 7 番 昆久美子議員からも質問もあり、大変厳しい運営になっているというような状況についても共通認識に立っております。また、今、言われるように協働のまちづくりでじゃどういふふうな自治会にしていくんだということは、いろんな用を頼むだけでなく、今、質問にありますように主体的にやってもらうための具体的に政策として、今回、まちづくり条例に基づくまちづくり事業を各地域でやっていただくと。それには町の方でも財政的にはこれ限度額を定めてありますけれども支援をして、しかし、企画、立案、実行は地域で、地域の皆さん方の抱えている課題解決なり、あるいはまた地域の活性化のための事業としてやっていただこうということで取り組むことがスタートいたしました。それが大きなまちづくりの中での協働のまちづくりの一つだと思って、今、積極的にそれらの取り組みについて、各自治会の会合のときにもお話をしております。また、もう一つは、農地・水環境の関係でも、今、地域の皆さん方が、それぞれ本気になって取り組んでやられております。それぞれ水路の改修なり、あるいはまた通路の改修なり、環境美化も含めていろいろとやっていただいております。そういったことも、私はこの協働のまちづくりの中における地域の自治意識の向上につながっているんじゃないかなと、そんな思いでおります。4 月ですか、館ノ山の環境整備、歩道の整備やりました。これは日和田、鉄炮町自治会の皆さん方が主体にやったんでありますが、その完成のやったんでありますけども、そのときには初めて福沢の自治会と日和田、鉄炮町の自治会の皆さん方が主体的に連携を取りながらやっていただきまして、合宿所でそれぞれ芋煮会を催したりなんなりして、町でどうのこうのというのではないんでありまして、自治会の皆さん方がそういったことで取り組んでいただいております。そして、これからもそのように単独じゃなくて、他の自治会とも連携が取れるような事業等もやっていくことについて、ようやく初めてだったけれども、やることによって、これは大切なことだということが分かったというような報告もいただき、また、これからもそういったことで取り組んでいきたいということもありますので、今、自治会担当職員制度を設け、職員も自治会に入っているいろいろと地域課題等について問題点を共有しながら、それらの対応等についてはやっぱり町の方にそれをフィードバックして、予算化の必要なものは予算化するし、主体的にやっていただけるものはやっていただこうというようなことで今、動き出しているところでございますので、質問の趣旨についても十分これは中身の入れた協働のまちづくりにしていくというような今回の基本計画のところで考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9 番（新関善三君） それらの問題等につきましても、この振興計画の 18 番にはまちづくりの方向性につきましては、自治会の役割というものを明確にここに列記さ

ておるわけでございまして、これらの内容を十分に自治会に分かるように、あるいはそれらを繰り返し繰り返しやっていきませんと、それらがなかなか理解されないというふうな傾向にもございますので、数多くそういった問題等については、取り組んでいただきたいというふうに考えてございます。

それともう一つは、やはり今後、協働というふうなことは、行政と住民の協働を指しているわけでございますので、いろいろな行事が盛りだくさんでございまして、その辺もただ自治会に任せておけばそれで良いんだというふうなことではなく、やはり担当職員制度というものの性質をお互いに理解しながら無理のない、そしてやりやすい方向づけを是非内部の検討の中で図っていただきたいというふうに考えます。それと、やはりまちづくりをしていくには、何と言いましても財政的なものが伴ってくるのは当然でございまして、やはり財源をどういうふうに生み出すのか、あるいはそれら足りない分は県だ国だと言いましても、なかなか今後の動向から言いますとままならない情勢下に直面しているわけでございますので、その辺のテクニックは町長のテクニックかと思っておりますので、その辺の腹案等がありますならばひとつ次期の町長選に向けての意思表示にもなろうとも思うわけでございますので、是非お聞かせをいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 9番 新関善三議員の質問に答弁いたしますが、財政的な面での町の財政にもこれは限度がありますから、対応についてのことについてはいろいろな配慮が必要であります。また、町ではそのほかに国、県なりの予算等については、十分それらを事業状況を把握しながら、それらを取り入れていくことが大事だと思っております。具体的には宝くじ振興基金とか、あるいはまた県のサポート事業、あるいは電源地域振興センター等々あるわけではあります、いろいろと農林業の関係もあります。ただ、今般、事業仕分けがいろいろ行われておりまして、宝くじについても指摘がされているようでもありますけれども、私どもは宝くじのいわゆる運営している団体の組織の人的な面での問題点については、同じ認識に立つものがあります。しかし、事業内容そのものを我々否定される必要はないと思っております。この事業は、大きく地域の振興発展に私はつながる予算を使っております、具体的に町でもいろいろやっているのですが、そういった事業までつぶされるということについては、今回の事業仕分けは、私どもとしては、その点はおかしいんじゃないかというような声を挙げた、町村会の中でも、そのような議論になったところでございます。国やなんかでもいろんな各方面にわたる中での予算等については、しっかりとそれを見極めて、町で使えるものは積極的にそれを取り入れて、町民の皆さんの意欲に使える事業に資するものとしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 自治会の話はそのぐらいにしたいと思うんですが、住民との関係についてはそのぐらいにしたいと思うわけでございますけれども、昨日も昆議員

が自治会に対します町行政のとらえ方、あり方等につきましては、いろいろと進言をいただいております。こういったこと等について、行政はどういった責任分野でいるのか、あるいは今後、何も中丁、宮赤だけの問題じゃなくして、やはり疲弊されるというふうに目される自治会も追従されるのではないかというような、非常に心配事があるわけでございますので、そういった対策等を今後、どのように強化し、どのような対策で臨むのかについて、まず、お聞かせをいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問に答弁申し上げます。

昨日の7番 昆久美子議員のご質問にもございましたように、既存の自治組織のほころびというご質疑に対して、町長から答弁申し上げてございますが、そのような実態を受け、基本的なそのような様々な課題に対して、住民と行政のよりパートナーシップを含め、地域コミュニティの役割やあり方などについて、更に郷土意識を高めるような対策を今後とも講じてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 時間もございませんので、次の項目から、はしょって質問させていただくわけですが、これら自治会、あるいは川俣町の人口の構造の内容等につきましては、昨日、高橋議員の方にも詳細で返答されておるわけでございますが、やはり今、地域で担っている方々は、こういった年代なのかということ等につきましても、やはりポイントを絞る必要があるかというふうに考えてございます。全国的にも団塊の世代が700万～730万人というふうに目されておるわけございまして、そういった全国の比例と相まって川俣町の年齢構造の比も同じかと思うわけですが、それら団塊世代の人口比につきましては、この方々は既にもう仕事を継続されている方はごく一部おろうかと思うんですが、大体は定年退職組でございまして、そういった方々の人材発掘を積極的にできませんと、地域の活性化にはおぼつかない。やはりその辺も一つひとつの課題を絞る必要があると思うわけですが、その辺の判断、あるいはその辺の内容的に分ければ、あるいはそれらの団塊の世代の方々に行政ではどういうふうに情報を発信し、情報を提供し、そして、それらの方々の意識高揚を図らなくてはならないというふうに考えてございますけれども、それらの判断がどのように判断されているか等につきまして質問をいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

団塊の世代の方々とか人材発掘の関係であろうかと思いますが、例えば町と言いますか、シルバー人材センターとかそういったものとか、あと公民館とかで生涯学習のいろんな組織なり、そこで生涯学習の研さんとかいうかいろんなのを努めておられると思いますけども、そういったところも含めていろいろ連携を強化しながら、今後、そういった人たちが生きがいを持ってどのように社会の中で、また、地域の中で活躍というか、行動しながら貢献できるか、そういったことにつきましてもい

ろいろと協議、検討しながら、また、その横の連携というのも今まで以上に強めていきながら、そういった対策を考えてまいりたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 誠にそのとおりに伸展をしていただきたいと思うわけですが、基本はこの年代が川俣町の人口のどういう構成になっているのかということをもまず、基本的に申しませんと、そういった発想にはならないわけでございまして、趣味の世界だ、あるいは自分のサークルの世界だけに発信をしても何ら意味がないわけでございますので、やはり確なるものを行政側で持つというふうな信念に立って、ひとつ対応をいただきたいというふうに考えます。それとやはり前段でいろいろ申し上げましたけれども、やはり川俣町の今後の育成は就業の場、この確保等々につきましては、昨日、1番議員に詳細に説明したのだというふうな町長のお言葉であるわけでございますが、やはり就業の場の確保のためには、今後、昨日言い足りなかった点を2点ほど、この席で町長に更なる答弁をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 9番 新関善三議員の質問に答弁いたします。

就業の場の確保について、今、取り組んでおります具体的な例につきましては、企業誘致がございますが、これはなかなかちょうどしてないのが現状であります。そういった中であって、既存の企業の活性化、内在的な企業の活力増進を図るためにもという思いで、異業種交流の一端でありますマテリアル交流会を立ち上げて3年になったところでございます。その中で先日も総会やったわけでありましてけれども、いろいろとさっき言いましたけれども後継者の問題なり、あるいはまた技術者の問題、あるいはまた加工費の問題等々が抱えておりますが、そういうような話をしますと、やはり消極的にならないで、前向きに行くべきだという意見が出されました。加工費の問題がございますが、まず、できるかどうかやってみないでは広がらないんじゃないかという意見なども出されまして、そういう前向きな話も出される会になっていることが私はうれしく思ったんでありますが、そういったことからやっぱり仕事がリーマンショックの最悪のときから8割ほど戻ってきているという中で、現在の会社は残業、時間外で何とかカバーしている。それを一歩進めば、今度は雇用の増につながるのではないかとこんな話もされておまして、3、4の企業は新年度新たな採用をするというような話もされました。ですから、休みなく、そういう研究会など活動を続けながら、町内の企業の力を続けていくことがまず大事だと思っております。また、企業だけじゃなく農業もなんですけども、農業も新たな農業ですね、特別じゃなくとも花なり、あるいはまたニンニクなりいろいろと畜産なりあるわけでありまして、そういった面で雇用増にもやっぱりつながるわけでありまして、これは製造業だけじゃなく農業についても活性化を図っていくことが必要だろうと思ひまして、農業についても小菊も含めニンニクも含めて、町

として支援できるものについては最大限支援していこうということで今、やっておりますので、今後もそういった基本方針を持ちながら物作り、あるいはまた農業の活力増進のための対応について共に取り組んでいく。それによって、雇用の確保も少しではありますが、図られていくのではないかなというように思っております。なお、企業誘致についても、おかげさまで西部工業団地も遺跡調査やりますので、それが終われば、今度はあの土地場も何も支障がなくなるわけでありますので、きちっとこの場所だということやっていけるといようなこともございます。また、町内の企業、工場空いているところがあるんですが、そこは用途地域の問題がございまして、工場を張り付けるというわけにはまいりません。しかし、そのほかでも空いているところも出てきておりますので、新たな造成でなくとも、そういう空いているところを更に活用する意味での企業の誘致なり、あるいはまた町内の企業の工場を造成するための場所としても今、紹介活動もしております、具体的には。そういったことにつなげればなと思ひながら、企業の活性化によって雇用の確保、増大を図っていきたいという思いで執行といいますか、事務の方に取り組んでおりますので、それらをしっかりと継続していくことが大事だと思っております。

○議会事務局長（高橋清美君） 残り時間あと5分です。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 今、そういったいろいろと企業訪問しながら、そういった事業の内容、あるいは経営方針を伺いながら非常に熱心に交流されているようでございますけれども、やはりこの中で特に地方の製造業等につきましては、一抹の不安を持っている。これは制度が替えられるであろうというふうなことで人員を抑制されることがあるわけですが、これは町長は知っていても、そういったことは公言できないかと思うわけでございますけれども、そういった制度が変わり、あえてそのことによってもう2～3人の雇用能力があるけれども、抑制されているというふうな企業もあるわけでございまして、そこに川俣町はどうバックアップをしていくのか。それらも、そういった交流の場を含めて、町長は精力的に自信を持って、そういったことの対応をすることによっての地方の活路も見いだせるのではないかなというふうに、あえてこれは具現でございまして、お願いをしております。

それと、最後になりましたけれども、まずは社会の変化、あるいは時代の流れ、そして、最初の方では申し上げましたけれども、地域に生きる子どもらの意義の啓蒙なり、地域の将来像、住民の行政の役割等をやはり今後、振興計画の中ではひとつ明確にうたって、それを住民にも分かりやすい表現、あるいは理解のしやすい字句の表現等を多く使って振興計画を樹立されるようお願いをしております。お願いをしまして、最後には、これら出来た暁には、徹底的に啓蒙活動、あるいはPRをしながら、地域の皆様方の理解をいただきながら、より良い川俣町のために是非第5次振興計画を樹立していただくことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。



○議長（佐藤喜三郎君）　ここで休憩いたします。再開は午前１１時１５分といたします。
（午前１１時００分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　再開いたします。
（午前１１時１５分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　次に、１４番議員　遠藤宗弘君の登壇を求めます。
遠藤宗弘君。

○１４番（遠藤宗弘君）　１４番　遠藤宗弘でございます。私は、日本共産党や日本共産党後援会に寄せられた町民の声の中から、今回、２点について当局の考え方を質したいと考えております。

８日に社民党が脱落した民主党、国民新党、両党による菅連立内閣が発足いたしました。鳩山由紀夫前首相が国民の怒りに包まれて辞任に追い込まれた。沖縄の米海兵隊普天間基地問題などでの公約違反と、鳩山氏や小沢一郎民主党前幹事長らがかかわった政治と金の問題は、菅氏を含む民主党全体の責任が問われる問題です。公約を裏切り、国民の期待に背いた政治への反省と自覚が菅氏になれば、新政権を発足させても新しい政治は生まれません。新政権発足に当たって、記者会見した菅氏は、日米同盟を基軸にするといい、普天間基地の問題では、心配をかけたといっただけです。鳩山氏や小沢氏の問題よりは、自分からは一言もふれません。菅氏の言葉からは、普天間基地問題や政治と金の問題で、鳩山前首相が退陣したことへの反省と自覚が見えてきません。実際、新政権は民主党の人事では、小沢前幹事長に批判的な議員を起用して見せましたが、内閣の人事では、大半の閣僚を留任させています。普天間基地問題の県内移設をアメリカと合意した岡田外相や北沢防衛相をはじめ、お年寄りを差別する後期高齢者医療制度の存続を決めた長妻厚労相など、公約違反にかかわった閣僚が留任したのでは、前政権の誤りを質することは期待できません。菅氏自身、国外、最低でも県外との公約を踏みにじり、県内移設をアメリカに約束した普天間基地問題の閣議決定に副総理として署名しました。公約違反に共同責任を負う立場です。管政権にまず求められるのは、国民の前で新政権の考えをしっかりと示すことです。国民が自民党、公明党政権を追い込み、誕生した鳩山前政権が、結局わずかな期間で交替したのは、アメリカと財界に何もものが言えない政治では、国民の期待に応えられないということを明確に示したものです。このように国の政治が不安定な中で、町民の暮らしをどう守っていくのが、当局に課せられた重要な課題になっていくのではないかと私は考えるわけであります。

まず、第１点の問題は、国保税の減免を求めるという問題であります。国保税が高くなっているのは、自民党、公明党の政権時代に、国保会計の国庫負担を引き下げ続けたことに原因があります。改めて言うまでもなく１９８４年当時は、国庫負担は国保に対して、５０％を国庫負担が出されていました。現在は２５％になっているわけです。正に国の負担が減らされたことが原因で、今、暮らしの中で一番大変だと言われる国保税が、町民の肩に重くのしかかってきているわけであります。

こういう実態を踏まえたうえで、ただ単にこれは国の責任だと言って済ませるわけにはいかないんですね。実際は、町が住民に税を課してきているわけですから、そういう点からすると、後で私は議案の中でもやりたいと思うんですが、今回、川俣町で膨大な値上げ、世帯割という形で4,500円も値上げするという、これはどういう根拠から出てきたのか。これは非常に問題だと思うんですね。所得のありなしにかかわらず、世帯割、1人暮らしであろうと6人世帯であろうと、1,000万円の収入であろうと60万ぐらいの収入きりなくとも、世帯割だけは黙ってかかっていくわけです。今、この国保税そのもののの中身を見ますと、町民全体の所得が減っているから賦課を変えなくちゃならないというのが実態ではないかと思うんです。そういうことで出すのであれば、せめて世帯割に課すというのではなくて、所得のある部分から、どう協力してもらうかという立場に立たなければならないのではないかと、私は考えるわけであります。まあ言ってみれば所得300万円の4人家族だと40万円の保険税が課せられるわけですから、これは非常に暮らしにとっては大変な負担になるわけです。この辺について、町長はどういうふうに理解されているのかお尋ねしておきたいと思うんです。

また、具体的な問題として、私は全国的にも川俣でも言われていることなんですが、国保税が高くて納められない。医療費の負担が心配で治療を手控えるなどということは、この町でも容易に起こっていることであります。生活困窮を原因とした医療機関に対する未収金問題が社会問題となりました。この事態を受けて厚生労働省は検討会を立ち上げ、報告書では、生活困窮により未収金に対しては、国保の一部負担金減免制度の適切な運用などが必要であるという指摘を厚労省も出さざるを得なかったわけです。この問題については、国民健康法第44条を適用しなさいということを言っているわけです。恒常的な低所得者については、まだ、この救済がなされていないわけですね。しかし、この恒常的な、もう昔からおらいの家は貧乏なんだというところの救済制度がないんですね、国保の中では。しかし、これはやはり救済していかなければならない問題ではないかと思うんです。今日の新聞なんかによりますと、生活保護世帯が全国で127万人という数になっていると言われています。この生活保護を受けている世帯、また、生活保護世帯よりも低い水準にあっても、生活保護を受けないで頑張って国保税を払っているという世帯も相当川俣にもあるわけなんです。ここに対する救済制度をきちんと図っていかなければ、正に命の問題になってくるのではないかと思うんです。だから、私はあえて提案したいんですが、せめて生活保護基準の1.5倍ぐらいの所得に対しては、適切な減免制度を設けなければ暮らしは成り立たないと、このことについてどのように町当局は考えるかお尋ねしておきたいと思うんです。

また、この問題については、県はきちんと通知も出しているわけです。県の保険課から通知が出されている、町当局にも届いていると思うんですが、残念ながらこの県の通達を見れば、福島県では減免制度を2事業体きりやっていないと言われている。こんなふうにこれほど国保を値上げしなくちゃならないような中で、住民

の暮らしを守ろうとするならば、当然このことは取り組まなければならない問題であるにもかかわらず、これが何ら当町でも取り組まれていない。この問題について、町当局はどういうふうを考えているのかを質したいと思うわけであります。これは全国的な問題で、新聞などで見れば、そういうふう理解するわけでありますが、ところが川俣町の国保を具体的に見ればこのことが明確なんですね。国保税が高くても払えないという、このことについては、国保滞納額がいくらあるかというと1億900万円、これは今年、21年度の決算見込額で1億900万円の滞納額が予定されているわけですね。これ1億900万円というのは、前年度20年度、1億1,600万円ですから若干は減っている。この減り具合が何なのかなと思って私もいろいろ聞いてみますと、川俣町は正にサラ金以上かも知れませんが、この差押え件数が非常に多いんですね。税に対する差押え、例えば20年度に456件の差押えがある。21年度で436件の差押え、国保問題に限って言えば、今現在、短期証国保保険証が取り上げられて短期証に切り替えられているというのが188件、資格証発行件数が47件、これでは正に国民皆保険ということで進められてきた国保の本来の姿が町によって崩されてきているということを言わざるを得ないと思うんです。これは保険証1枚あれば、金がなくとも病気になったときは治してもらえるんだという、これが本来の国保発足の原点だったわけですから、ここにやはり返るためにどうするのかを町当局にはお尋ねしておきたいと思うわけであります。

それから、二つ目の問題は、光風園の存続を求めるという問題であります。川俣光風園が、福島地方広域事務組合の都合で民間に売り渡されるという動きがあると、そう聞いています。この川俣光風園は、いわゆる広域事務組合うんぬんではなくて、歴史的には昭和27年に、川俣町町立光風園として出発したものですから、非常に歴史は長いんですよ。これは川俣に必要だということで、造られた施設であるわけです。この長い歴史を持つ光風園が、広域事務組合の都合で民間に売り渡され、これはどうしても私は容認できないし、住民の皆さんもまたこのことについて理解はなされていないと思うんです。少なくとも住民の皆さんの理解を得ることなく民間に売り渡すなどということは中止すべきだと、私は考えるわけであります。

また、設置町として、このような広域事務組合の姿勢に対して、どのような姿勢でこの問題に対応してきたのかについて質しておきたいと思うわけであります。聞くところによると、積立金やなんかを各自治体で分配するんだというようなことが話されているわけでありますが、金ほしさのために大切な県施設が売り渡されるなどということはあってはならないのではないかと。まあこの本当に私自身も率直に考えたわけですが、どうしても食いようない、生きていかなくちゃならないと言え、ここの施設を頼るほかないんですね。そういう施設が民間に売り渡されちゃうということは、これ住民にとっては大変な問題であると言わざるを得ないで、これらについて町当局の対応について質しておきたいと思う次第であります。

以上で終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、第1点目、国保税の減免についてのご質問でございますが、我が国の医療保険制度におきましては、国民だれもがいずれかの公的医療保険に加入し、負担能力等に応じまして保険料を負担するとともに、傷病にかかった場合には、原則として一部負担金だけで治療が受けられるという、国民皆保険体制が確立され、国民の安心を確保しているところでございます。将来にわたり国民皆保険制度を維持していくためにも、一部負担金の適切な運用が不可欠となっております。こうした中にごさしまして、昨今の経済情勢の影響による離職者や所得の低下などにより、国保の被保険者世帯において、医療を受ける際の一部負担金の支払いが困難となる場合が想定されます。厚生労働省では、平成19年6月に医療機関の未収金問題に関する検討会を立ち上げまして、平成20年7月に検討会の報告書が取りまとめられました。この報告書におきまして、医療機関の未収金は、生活困窮と悪質滞納が、主な発生原因であると指摘されております。このうち、生活困窮が原因である未収金に関しましては、国民健康保険における一部負担金減免制度の適切な運用や医療機関、国保、生活保護の連携によるきめ細かな対応により、一定程度の未然防止が可能であるとまとめられております。これらのことから、厚生労働省では平成21年度におきまして、国民健康保険における一部負担金の適切な運用にかかるモデル事業を実施しておりまして、このモデル事業の結果を検証したうえで、今年度中に全市町村に対しまして適切な運用が行われるよう、一定の基準を示すところとなっております。本町におきましてはこの基準の提示を受けまして、国民健康保険の一部負担金の減免に早急に対応してまいりたいと考えております。なお、県の通知に対する町の取り組みについてのご質問でございますが、県からは平成21年10月29日付けの通知が届いております。しかし、質問にございますような生活保護費の1.5倍までを減免の所得基準にするといったような、具体的な記述はございません。通知では、保険者における減免等にかかる基準等を早期に策定し、被保険者に対する周知を図り、減免等の運用について公平性を確保する必要があるという前提で、各保険者においては、それぞれの保険運営の状況を踏まえて、生活保護基準等による減免基準を策定するなど、被保険者の生活実態に即した対応を求めるとした内容となっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、第2点目、光風園の存続についてのご質問でございますが、はじめに、川俣光風園の沿革につきまして申し上げますと、川俣光風園は、昭和27年3月に、川俣町字西戸ノ内地内へ川俣町立光風園として、定員47名で開園いたしました。その後、昭和38年8月に、川俣光風園と名称を改めまして、翌年の昭和39年5月には、入所定員を現在の75名に増員をとっております。そして、昭和49年12月の町議会におきまして同意をいただき、翌年の50年4月に、福島地方広域市町村圏養護老人ホーム組合へと移管され、広域事業として運営されることになりました。さらに、昭和53年9月に、現在地である川俣町字上桜地内に移転改築し、平成11年4月に、福島地方広域市町村圏養護老人ホーム組合から福島地方広域行

政事務組合へ移管されてきたところでございます。また、この間、市町村合併の進展や国における広域市町村圏施策の廃止等、社会情勢の変化に伴いまして、組合設立当初の役割は終了したものと判断し、平成22年2月18日の組合正副管理者会におきまして、平成23年3月末をもって、福島地方広域行政事務組合の解散の意思決定がなされたところであります。このことに伴い、組合で運営しております川俣光風園、桑折緑風園の二つの養護老人ホームの施設を民間へ移譲することとなった訳でございます。町といたしましては、少子高齢化社会や核家族化の進行に伴い、1人暮らしの高齢の方や高齢者のみの世帯が急増する中で、養護老人ホームはなくてはならない施設であると考えております。そのような中でございまして、今回の福島地方広域行政事務組合の解散は、養護老人ホームの存続が前提でございまして、養護老人ホームを経営するにふさわしい経営能力を備え、高齢者福祉の推進に熱意のある法人に経営を移譲するものでございます。今後、町では施設に入所される方の不安解消に努めることはもとより、養護施設は措置入所でございますので、措置が必要な方の入所の確保を図りますとともに、施設で働く職員の皆さんが現在の仕事を継続できるよう支援していくことや、施設の維持補修などにつきまして、構成市町とともに連携して対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 今、町長から答弁があったわけですが、私はいわゆる住民の立場に立っていないんじゃないか、町当局は。国保を運営するためには、税金を取り立てて、それで住民に負担を課せれば、国保は成り立つという、こういう観点できり物事は見えていないんじゃないかと言わざるを得ないんですね。でも、少なくとも国保税を高くするということになれば、低所得者今でも1億円からの滞納があるわけですね。これは払いたくとも払えないという現状が、こういう形で現れてきているわけでしょう。だから、こういう住民がいるんだということを考えるならば、少なくとも去年の10月ですよ、10月29日に福島県国民保険課長からの通達が出ているわけですからね。減免等にかかるきちんと早急に策定しなさいという、だとすればね、これ以上に負担をかけるのであれば、負担が重くて大変な人をどう救済するかということも、同時に検討していくのが住民の目線に立った行政ではないかと思うんですが、なぜそのような立場に立てなかったのか質しておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

住民の立場に立った国保財政の運営という質問でありますけども、町長の答弁にございましたとおり、国におきまして現在、一部負担金の適切な運用にかかるモデル事業を実施しております。この結果を検証したうえで、今年度中に全市町村に対しまして一定の基準を示すということになっておりますので、町ではこの基準の提示を受けまして、国民健康保険の一部負担金の減免につきまして早急に対応してま

いりたいというふうに考えております。なお、県の通知につきましては、具体的な減免の基準等の記述はございませんで、国の今のモデル事業の関係で県からの通知もなされているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 結局答弁逃れをやっているだけです。文書をちゃんと読んでくださいよ。いいですか、減免等については、保険者における減免の範囲や申請手続き等にかかる特段の基準というのがなくても、法第44条の規定に基づく運用が可能であることからという、ちゃんと書いてあるでしょう。いわゆるこの国民健康保険法44条の適用だけで十分なんだと言っているわけですよ、県の通知は。だから、基準がないからとか何とかじゃなくて、やはり今、急激な社会変化で、今までは社会保険に入っていたけども、解雇になって無収入で国保に転がらざるを得ない人が出てくると、そういう場合にも医療やなんにかかれるためのものとしてこの44条でちゃんと救済しなさいという内容でしょう。だとすれば、モデルだの何だのと格好いいこと言っているんでなくて、少なくとも生活保護基準、これはこれ以下については救済せざるを得ないというのは、国の規定であるわけでしょう。ただ、私が言っているのは、生活保護基準で、それ以下は救済しませんよということになると、これはすぐにたたまっちゃうんですよね。例えば入院したら入院費がかかるとかなんかということで、生活保護基準の人は救済しませんよとなったら困るから、私はあえて生活保護基準の5割、1.5倍ぐらいまでは、こういう制度で救済しておかないと、何か万一の場合、本当の救済にはならないだろうという立場であえて私は1.5倍というふうな言い方をしただけなんです。だって、生活保護基準の人は、文句なしに救済せざるを得ないわけですからね。それを厚労省は、あるのでわざわざ検討会を開いて、県からわざわざ通達出させると言っているんですよ。そういうものは何らモデルで今やっているから後からやりますではね、だったら税金を高くするのも後からやったらどうなんです。そういうふうになりますよ。現に今、支払えないという人がこんなにいるわけですから、そういう考えに立てば支払えない人をどう救っていくのかというのが、町が本当に立たなければならない課題なんじゃないかと言うんですよ。その辺立場上どうなんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

県の通知にもございますように、県の通知の結びにおきましては、各保険者において、それぞれの保険運営の状況を踏まえて生活保護基準等による減免基準の作成など、被保険者の生活実態に即した対応の配慮を求めているというふうな結びになっておりまして、町長の答弁にございましたとおり、そういった運用は可能な状況にはなっておりますけども、全国的に見ても、県内ベースで見ても実施している団体が少ないということになっております。減免等の運用について、公平性を確保する必要もございますので、現在のモデル事業の状況の結果を受けて、示される一定の基準を受けて、早急に対応したいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） あのね、結局そのことは住民の今、国保加入の世帯の実態を全然見てないということからそういう発想が出てくるんです。だって、これは異常だと思いますよ。このいわゆる差押えして、436件も差押えしなければ税が集まらない現実があるわけでしょ。これは大変な、恐らく川俣で、いいですか、いろんなサラ金やなんかありますが、川俣町で436件も差押えしているなどというのは、川俣町だけです。こんな広範な人たちを差押えしているという、そういう実態を踏まえるならば、国保税が高くて払えない人がどれだけいるかというのは一目瞭然じゃないですか。だとするなら、やはり減免の制度、様子見ではなくて、いち早く取り組むという立場に立たなくちゃならないわけでしょう。ましてや川俣町、県内の所得水準を見ても、決して上位ではないですよ。所得低いんですよ、川俣町は。ずうっと低いんです。下から数えた方が早いんです。そういう実態にあるとなれば、あらゆる救済については、いち早く取り組むという姿勢がなければ、地方自治体の第一義的課題である住民の命と暮らしを守ることがやっていないということになっちゃうでしょう。通達を受けて、今後、様子見だと言うんですから、じゃ具体的にこのことが町長やなんかと相談されたんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

ただいまの質問につきましては、国保税そのものの議論ではなくて、医療機関における一部負担金の減免の問題でありまして、再三モデル事業のお話をしておりますけれども、はじめに、このモデル事業の内容につきまして申し上げますと、モデル事業で取り組む市町村において、この事業に協力する医療機関を選定します。選定に当たりましては、自治体の病院や未収金額の多い医療機関に協力をいただくということになります。この協力をいただいた医療機関では、一部負担金の窓口での本人負担分ですね、一部負担金の支払いが困難と思われる被保険者に対しまして、常備した限度額適用認定申請書や一部負担金減免申請書、委任状等の作成を援助し、市町村に当該申請書等に所要の事項を記載をしましてこれを提出します。この提出を受けた市町村は、あらかじめ定めた基準に該当し、減免の決定したときは、協力医療機関を通じて当該被保険者に対して一部負担金減免証明書を交付。ただ、すべてに該当というふうにはなってませんで、協力医療機関において、入院治療を受ける被保険者がいる世帯や災害や事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少した世帯、収入が生活保護基準以下、かつ預貯金が生活保護基準の3か月以下である世帯などを対象にしまして、一部負担金減免の期間は治療期間等を考慮して1か月単位で最終的に更新しても3か月までを標準とするというふうな内容になっております。そういった形でモデル事業が実施されておまして、国保税そのものではなくて、この県からの通知につきましても、医療機関における本人の一部負担金の取扱いでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） そんなことは分かって聞いているんですよ。だから、医療機関のとりまとめなどと言うんだったらね、医療機関に行ったらすぐ分かるでしょ。済生会の窓口で医療費の支払いに困る人は相談してくださいと。だって医療機関は、そういう町がやらなくともやっているんですよ、今。それに何で乗らないんですか。結局は何もやっていないということなんですよ。そうすると。医療機関自らがやっている医療機関いっぱいありますよ。支払いに困る方は相談してくださいという、医療機関の側でちゃんと書き出してあるでしょう。だったらそこにポンと乗ったらいいでしょ。できるんですよ、そんなの、やろうとすれば。ただね私が言っているのは、国保、これは確かに県の通達はそういうことです。けども、国保税そのものは今、こんなに異常な滞納やなんかが出てきているとね。しかも、滞納だけならいいけども、資格証を発行して、47件も資格証だ、短期証は188件も発行している。この資格証は持っていったって全額100%金払わなかったら医療機関かかれないということでしょう。そういう状態に住民を置いておいていいのかという問題なんですよ。しかも436件も差押えして、だから、差押えも何もできないような大変な世帯がこういう形で短期証だとか資格証だということで保険証まで取り上げられている。全国的に見ればいろいろ問題があるわけですよ。例えばさいたま市なんかは、資格証や短期証を1件も発行していませんよ。あの大きな市で。これはなぜかと言えば、収納活動で住民の暮らしをよく見ているからだと言ってます、なぜ発行していないかと。ちゃんと足を運んで対話をすれば、この人が払えないんだと。だって、これ資格証だの短期証だってあれでしょう、悪質なもののだけということですよ。これ全部悪質なんですか。それは悪質なものについてとわざわざ厚生省は言っているんですよ。私は、こんなに川俣の住民の中には悪質な人がいるとは思えませんよ。もっとやはり対話をしながら、払いたくとも払えない人に対しては、救済の措置、生活保護とかなんかちゃんと手を差し伸べていくならば、こんな数字にはなるはずがないというのが私の確信ですが、そういう点の見直しやなんかやはり前の議会でも私は言ったことがあるんですが、これはやはり町当局として住民の差押えの問題やこの資格証だ、だってこれも恐らく前の議会でもやっていますから、15歳未満の子どもがいるところには出していないんだと思うんですよ。それ以外のところがこれですからね。これはね早急に町として検討しながら、こんな強権的なやり方というのは改めて、人間味のある行政を進めるべきだと私は考えるわけですが、その辺についての当局の考えを質したいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 質問にご答弁申し上げます。

短期証、資格証にかかわるご質問ですので、私が答弁させていただきます。短期証、資格証、議員おっしゃるようなことでの制度となっております。しかし、こういう現実もあるということを申し上げます。私は、医者になんてかからないから税金払いません。そういう方も相当程度の中にはいらっしゃいます。そういう方は、

私は悪質だと思うんですよ。そういう方も含めて、私どもが好きこのんで資格証、短期証を発行しているわけではございません。是非国保税ご相談いただいて、通常の保険証、あるいは資格証から短期証ということでご相談させていただいていますが、そのような言葉も返ってくることもままございました。まず、立場として皆様に通常の保険証をお使いいただきたいということで仕事に当たらせていただいている、そのことをご理解いただきたくご答弁申し上げます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 前段の一部負担金の減免につきまして、医療機関との連携についてのご質問にお答えをいたします。

先ほど社会福祉法人恩賜財団済生会から無料・定額診療につきましての平成21年度の実績の数字をいただきました。恩賜財団につきましては、法人の定款の規定によりまして、低所得者に対しまして、無料・定額診療を行うことが義務づけられておりまして、その割合は患者数の1割ということで、この対象者につきましては、町民税非課税世帯に交付します限度額適用標準負担額減額認定証の交付を済生会川俣病院の方へ確認をして、この無料定額診療報酬を該当するというので、21年度の患者延べ数、入院、外来合わせまして7万3,769人に対しまして、減免の患者の割合が患者数が5,246人、7.11%の実績ということになっております。内容につきましては、生活保護の被保護者、それから今申し上げました町民税非課税世帯ということで、町と連携しながら該当者の把握を行いまして、医療の本人負担額におきまして、1回、1,000円を増減に減免している状況でございます。なお、今年度、平成22年度につきましては、定款で見る減免患者数の合計を10%ということで、事業に取り組んでいくことが報告されたところであります。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 時間がないので聞かれたことに答えていただきたいんですが、私はこういう資格証や短期証、差押えなどというね、こういうやり方でない方法を町当局でもっと血の通った行政をやっていただけないものかと、そういう方向で先ほど質問させていただいたんですよ。済生会病院やっていることは分かってます、そんなこと。そんなこと町から何人該当だったかというのは分かっていないんでしょう。そんなこと言ったってしょうがないんです。だから、そのことを聞いたことにやっぱり答えてもらいたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

今、ここでの差押え等の質問でございますけれども、議員お質しのようなことのないように進めているところでございます。前にも質問いただき、その内容の改善、充実を図っているわけでありまして、この度の数字を見ているとおりでありますけれども、先ほど課長の方からも答弁いたしました、これは極力滞納者とする面会をしながらその内容を十分把握したうえでの対処、措置をするというよ

うなことを前提としてやっておりますので、今後ともなお一層そういった精神を生かしてその税の徴収なり、また、その後の対応に当たっていきたいと考えております。また、県、国の方からの関係でございますけれども、これについては私の方から先ほど答弁申し上げたが、今年度中にこれについては対応していくというようなことで現在、考えております。遅いんじゃないかと質問の中でも聞かれるわけですが、県内でも4団体ほどがこの要綱は制定いたしました。しかし、実施には至っていないのであります。それは窓口の対応とかいろいろ問題があるんだそうであります、ちょっとお聞きしましたが。先ほど答弁したように、国のモデル事業が終わればある程度の指針と言いましょうか、出てくるだろうということで実際の運営はまだやっていないということでございまして、私どもでも私は議員が言うように早く取り組もうということで検討を重ねてきたんでありますが、よその方の実態も見てみますと、事務の対応も含め、また、窓口のお客さんと言いますか、患者の皆さんの対応も含めてスムーズにいかないという面があるというようなことで実施に至っていないということがありましたので、内容を十分に検討して今度出されますので、出されれば町として先ほど議員の方からあったように、例えば生活保護の1.5倍なり、そういったことも含めながらより生活者の視点に立った対応についての要綱制定に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 先ほど弁解方々前課長の答弁に出てきていただいたわけですが、しかし、私はそれもね私は医者にかからないからここで払いませんよということで、じゃ保険証を返してくださいというのも、これはやはり課長自身の怠慢だと思います。だって、あなたは日本国憲法を守って、法律に基づいて業務を遂行しますという宣誓をした方ですからね。だったら、国民皆保険制度という制度がある限り、そういう対応はできないんじゃないかと私は思うんです。それとねそれはそれでいいです、見解の違いがあるでしょうから。

もう1つ、436件の差押えをしているんですが、この差押えをするまでの経過というのは、436件の方すべてにちゃんと面接をして、お話を何回くらいなさってるのか、その辺の経過をお聞きいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 答弁申し上げます。

436件、全税目に関する差押え件数でございます。差押えに至るまでのプロセスを述べよということでございますが、すべての方に面接をしているわけではありません。現実、それはできないと思います。納期内に納税をしていただかない方、納期を過ぎて14日を過ぎれば徴税吏員は滞納処分をしなければならないという税法、あるいは国税徴収方の規定に基づいて事務を執行しております。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 聞く気がなくなっちゃうんですね。もうちょっと人間でしょ

う。だって、こんなこと言いたくありませんが、税務担当は、年金が振り込まれる15日を目途に差押えするんでしょ、その通帳を。こんなばかなことをやられていいんですか。少なくとも差押えに入るんであればですよ、ちゃんと面接をして、やはり納税の督促をし、話し合いをして、だから、実態が分からないままいや請求書出した、払ってこないから期日来たから差押えだって、これではね住民の暮らし守れないですよ。年金の振り込まれた通帳ね年金番号やなんか振り込まれる番号みんな分かっているから、それを差し押さえるとやられたんでは、だから私は率直に住民から言われていますよ。年金入ったらすぐ持ってこないで差押えされるからって、こんなことをやっているのではなくて、やはり事前に面接するなり何なりして、納税をお願いするっていう、こういう関係でこそ協働のまちづくりが成り立つんじゃないですか。機械的にそんな期限が来たから差押えだと言ったら、協働の町なんか成り立つわけないでしょう。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

今、私、滞納処分と申しましたが、納期限を過ぎると直ちに差押え処分をするわけではございません。あの納期が過ぎますと、それから督促状、あるいは催促状、そういったもの、あるいは訪問する場合もございますけれども、そういったものを経て、どうしても納税していただけない方に対しては、最終的に財産調査をしたうえで差押え処分を執行しているものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 結局は面接もしないで書面上だけで差押えをほとんどやっているということの証でしょう。だから、これでは本当に協働のまちづくり、町長が進めようとしている住民と当局が力を合わせて町をつくっていかうなんかいことにはなっていないでしょう。対話もなしに。納期限が来た、いや、もう財産もある、貯金通帳ある、じゃこれで差し押さえろと、こんな機械的な行政はないと思うんです。私はいいです、それは。

次の問題に移りたいと思うんですが、広域事務組合がこれは川俣、正に歴史的に福祉行政の先端を走ってきた施設の一つなんですよ。これが広域事務組合として解散したら、これは民間に譲渡するんだと。それは何も広域事務組合は解散しなくちゃならないものでもないんですよ。なにも強制的に解散しろというふうに言われているわけでもないし、解散しない広域事務組合だってあるわけですよ。ましてや建設年度が相当古くなって30年以上過ぎて、修理やなんか入らなくちゃならない、そういう時期にですよ、せつかくそのために貯めておいた基金やなんかは分配すると、しかも中身を見ますと修理やなんかは譲渡した会社が修理するものとする。そして、負担金を各関連町村に分担するというやり方ってね、全く逆さまだと思うんですよ。今まで積み立てておいた基金があるなら、この基金で修理やなんかきちんとやって、そのうえでやるというのが当たり前、常識じゃないですかね。

現に私たち川俣でもそうやりましたよね。例えば雇用促進住宅を買い受けるに当たっては、ちゃんと修理をして雨漏りやら何やら完備したものでなかったら買わないと、これは当たり前だと思うんです。この施設の必要性はみんな認めているわけですから、そうだとすれば、完全なものとして仮に私は反対ですが、民間に買ってもらおうというふうにしても、必要なものだったらちゃんと今貯まっている金をちゃんとそこにつぎ込んでからやるというのは当たり前の世の中の常識じゃないかと思うんですよ。家売るのにつぶれそうだから買ってくれろと言ったって、これだめでしょう。そういうやり方が、なぜできないのか。

もう一つは、例えば今、従業員がここで働いているわけですよね。この人たちを1回首にするわけでしょう。そして、民間が今度引き受けた民間で雇ってもらえるかどうか、これは100%の保障なんかないですよね。ましてや利益を生み出せるような施設ではないわけですから、そうすると、これは民間では相当大変なことになるなど。だから自治体が今までやってきたわけですから、これは立地町として、町としてきちんとした意見をやっぱり出して、これは継続しようというふうなことに是非頑張ってもらいたいと思うんですが、譲渡の条件やなんかまで出されているようでありますが、これは極端なことを言えば、町長がきちんとした姿勢を取れば、これはまた元に戻る内容ですから私は言うんですよ。というのは、譲渡すると言っても、当川俣町議会が賛成しなければこれは通らないんですよ、広域の議決はできないんですから。恐らく歴史的な旧川俣町時代、いわゆる昭和27年ですか、27年当時からの川俣にあった大切な福祉施設ですから、これを廃止する。これに恐らく住民の皆さんも賛成はしないだろうと思うんですね。だとすれば、そういうものを住民の声をバックに、やっぱり町長はきちんとした申し入れをすれば、これ全会一致でないと通らないんですから。一つの議会でも反対すればこれはできないんですから。そういう点を強くやっぱり、これは規則に基づいてそうやって主張すればいいわけですから、そういう立場に是非立っていただきたいと思う次第であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

まず、広域養護老人ホームの件でありますけれども、修繕についてはそういうことであります。当然直してから渡すべきだというような話です。その負担金の問題等でいろいろございます。その点を予算については確保することが必要でありますから、この予算についての見積りについてもしっかりと把握して、後の各市町の負担も明確にすべきだと。その負担も今これは議論しているのでありますけれども、市の負担、各町の負担については2市3町になっております。当時は合併前の町村で動いてきておりますから、それによって、今、伊達市は五つの町が一つとなっておりますし、二本松市についても合併しております。そういった中で福島市は、町が一つ入ったわけであります。そんなことで合併の前のこともございますので、この負担金の問題についても今、これは最終的な詰めをしているところでございます。

そんなことで、この施設については十分修繕、改修することはするというようなことでの話し合いは進めてきたところでございます。

また、もう1点、雇用の問題でありますけれども、雇用についてもこれは公募要綱の中に入れるべきだということで、それを入れることにしてあるはずであります。そういったことも踏まえながら、この施設については、今後の対応をしっかりとやっていくというようなことで考えております。ただ、今、話ありました、これは町としては、昔からあるから川俣町は存続すべきでだということでもありますけれども、先ほど答弁で申し上げましたように、昭和49年からそれぞれ組合の構成も含めて変わってきておまして、また、今度も広域市町村圏については国の制度の中で廃止の方向になりまして、それぞれの廃止になっております。そういった流れの中で議論を重ねてきて、今回、民間の方の力を得て、今まで以上にサービスの内容を低下することなくしていくことがやっぱり大事じゃないかというようなことで、今回、民間の方に移譲する中での応募要綱の説明なども行っているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 私は、この施設を民間に移譲する。民間では採算が出せないんですよ、こういう施設は。だから自治体以外、手を出さざるを得ないという性格のものですから、これは広域事務組合で今まで携わってきたこの経営をきちんと守って維持すべきだと私は考えたいと思っているわけですし、ただ、川俣にとっても、この施設があることによつての経済効果は相当なものなんですね。前の質問にもあったように、雇用の場を作ろうといったって今、大変なわけですよ。新たな企業誘致なんかできないわけですから、こういう雇用の場をやっぱりきちんと守っていくというのが必要なんじゃないかと、そういう立場からも、この問題については是非町長に考えを改めてでも施設を守っていただきたいということで、私の質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で一般質問は終了いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これより各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長をお願いいたします。

今定例会の最終日、明日11日、金曜日は、午前11時まで常任委員会を開催していただきます。その後、追加議案等が予定されておりますので、午後1時から議会運営委員会等を開催し、3時から本会議を開催する予定であります。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後0時14分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 鳴原利光

同 署名議員 高橋道也